

公共工事において短い間隔で部分払を行うことによる効果について

国土交通省国土技術政策総合研究所 正会員 瀬ノ田明敏
 国土交通省国土技術政策総合研究所 溝口 宏樹
 国土交通省国土技術政策総合研究所 中嶋 政幸
 国土交通省国土技術政策総合研究所 谷口 拓也

1. はじめに

諸外国の公共工事代金の支払方式は、毎月部分払を行うのが一般的であるが、我が国の公共工事は、前金払と完成払の2回の支払が大部分である。このような状況の下で、設計変更案件の精算を行う場合の片務性の問題、コスト管理意識の問題、元請下請間でのキャッシュフローの問題等が指摘されている。

これらを踏まえ、国土交通省では短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することにより、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指す「出来高部分払方式」(図-1, 2)の試行を平成13年3月から開始している。

本論文では、これまでの試行状況等からみた本方式による効果や課題について紹介する。



図-1 支払頻度等の比較

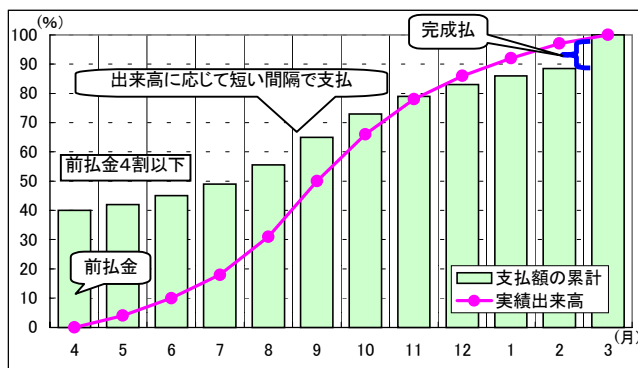


図-2 出来高と支払額の関係（第1次試行）

2. 出来高部分払方式により期待される効果

(1) 短い間隔での設計変更協議により期待される効果

①より双務性の高い設計変更：工期末にまとめて設計変更を行う方法と異なり、新規工種等の発生に伴う設計変更協議と変更契約を速やかに行うことにより、設計変更を巡るトラブルが減少する。

(2) 短い間隔での部分払により期待される効果

①受発注者間のコスト意識の向上：月ごとに出来高に応じた工事代金を支払うことで、コスト意識が向上する。

②請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現：支払を毎月行うことで、工事代金が従来以上に速やかにすべての下請業者まで到達する。

③受注者の財務状況の改善：工事代金の支払回数が増えることで工事資金の調達に伴う施工者の金利負担が軽減する。

3. 試行工事の概要

本方式による第1次試行工事として、東北地方整備局の二線堤山王江水門工事（H13.3.30～H14.3.25）と中国地方整備局の斐伊川放水路長浜他堤防工事（H13.3.16～H14.3.29）の2件を選定した。（表-1）

表-1 定期一設計変更協議・部分払方式の試行工事概要

発注整備局	東北地方整備局	中国地方整備局
工事名	二線堤山王江水門工事	斐伊川放水路長浜他堤防工事
請負金額	¥294,000,000- (変更: ¥333,375,000-)	¥226,800,000- (変更: ¥316,575,000-)
工事内容	水門:コンクリート、遮水鋼矢板、鋼管杭、粉体噴射攪拌	築堤・護岸工:掘削、盛土、人工張芝

4. 試行工事における効果等の計測

(1) 効果計測項目

効果計測は次の点について行った。

- ①本方式の実施に伴い期待される効果に関する検証
- ②本方式の実施に伴う課題

(2) 効果計測方法（モニタリング）

効果計測項目等については、本音の部分も含めた実情をより的確に把握するため、現地に観察員を派遣し、関係者への聞き取り、設計変更協議および各検査の観察調査

キーワード: 出来高, 部分払, 設計変更

連絡先: 〒305-0804 茨城県つくば市大字旭1番地 TEL0298-64-2211 FAX0298-52-7694

等を行うものとした。なお、観察員による調査は工事の初期、中期、完成時の3回とした。

(3) 試行工事におけるモニタリング結果の概要

本方式による試行工事に対するこれまでの試行状況から見たモニタリング結果および諸外国における公共工事代金の支払方法等に関する実態調査の結果について、代表的なものを以下のとおり取りまとめた。

①これまでの試行状況から見たモニタリング結果

1) 期待される効果

a) より双務性の高い設計変更

従来から発注者、請負者間で適宜、設計変更に伴い協議書等を交わしており、試行工事でもトラブルは発生していないとの認識が大半である。ただし、本方式の採用により、懸案事項がその都度決着できる、変更事項に対する受発注者双方の見込み違いを早期に是正できる等の効果がみられ、より双務性の高い設計変更協議を行いやすい環境になってきていると考えられる。

b) 受発注者間のコスト意識の向上

コストについては、発注者、請負者とも従来から把握し意識していると認識している場合が多い。一方で、部分払や設計変更協議の過程において、工種毎に発生している工事コストや発注者の積算額と実工事費の差について意識が強くなったなど効果がみられる。

c) 請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現

元請及び一次下請業者は下請業者等に対して、月毎に出来高に応じ工事代金を支払っており、浸透効果があると考えられる。使途制限のある前払金に対し、部分払金は運用も自由であり、部分払方式の実施により工事代金の早期流通による経済効果があると思われる。

d) 受注者の財務状況の改善

本方式により、受注者は工事実施に際し借入金の削減が可能であり、また、決算時の未収金額が少なくなる、適宜変更が実施されることにより不確定要因が減少し、より現実的な資金計画が立てやすいなどの改善が期待できる。

e) その他の効果

設計変更協議や検査等の積み重ねにより、工事の質の向上、受発注者の技術力向上が期待できる。

②課題

- ・工種の途中で部分払を行う場合には、途中段階での出来高計測作業やその審査作業が新たに発生する。
- ・部分払時点では、最終の品質確認をできない状態で支払が発生するケースがある。
- ・請負側では、毎月の既済部分検査のために、定期的かつ短時間で資料を作成する必要がある。

- ・支払の頻度が従来より多くなり、金額の確認など経理担当の作業量が増加する。

5. 諸外国(欧州)における公共工事代金の支払方法等に関する実態調査結果

我が国の公共工事への適用への適用の参考にすることを目的として、欧州(ドイツ、オランダ、イギリス)の公共工事における代金支払、契約、検査等の方法について、公共工事発注機関および学識者等に対し現地ヒアリング等による調査を平成14年1月に行った。

調査結果について、概要を表-2に示す。

表-2 欧州における契約方法と支払頻度等

	日本	ドイツ	オランダ	イギリス
主な契約方法	総価契約	単価契約	単価契約	単価契約 (DBは総価)
主な支払方法	前払金 40% 完成時 60%	2-3 週間毎の出来高払 (VOB には、「できる限り短い期間」とある)	4 週間毎の出来高払 (RAW に、「4 週間毎」とある)	毎月の出来高払 (ICE に、「毎月」とある)
	請負者は、部分払又は中間前払 20%の選択可能	前払金はない(VOB に制度はあるが、あまり用いられない)	前払金はない(RAW には、前払制度がない)	前払金はない(ICE には、前払制度がない)

また、訪問先でのヒアリングによれば、日本の支払方式に対して以下の印象を持つとの回答を得た。

- ・完成時まで 60%支払われない日本の方法と比較して、部分払のほうがキャッシュフローが良い(多数)、毎月出来高を確認し支払を行うことで、きちんと監督でき、予算管理がしやすいなどの理由により、出来高に応じた部分払のほうが合理的と感じる(多数)。
- ・検査に必要な書類や写真の作成・整理、事務処理の負担はほとんど感じていない。
- ・監督職員が日々出来形や品質を見ているのに、部分払のために別の検査職員があらためて検査を行う必要はないと感じる。

6. 今後に向けて

- ・支払の頻度は、請負者が毎月請求することを可能にする。ただし、毎月もれなく請求することを義務付けるものではなく、請負者が効率化も考慮し工種や工区の区切りにも留意しながら請求を選択できるようにする。
- ・前払金は、現行では 40%請求できるが、部分払方式の場合は引き下げの議論が必要。
- ・既済部分検査では、監督職員が検査職員を兼務できるようにするなどして、事務を迅速化・効率化する。
- ・既済部分検査の簡素化を周知・徹底する。
- ・支払額の算定・決定を、よりスムーズにできるよう、契約時に単価の合意を行うことを推奨。
- ・部分払方式の場合は、特に、下請代金は現金での支払を指導。